

相続土地国庫 帰属制度の概観

弁護士 佐藤 哲

東日本大震災の復興事業を契機として、所有者不明土地の利活用の阻害、管理不全化が問題視され、民法等の一部改正及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(以下「相続土地国庫帰属法」)の制定が行われました。このうち、相続土地国庫帰属法(今年4月施行)について、新設された制度であって、周知を要すると思われることから、以下にその概要を説明いたします。

1 趣旨・概要

都市部への人口移動や人口減少・高齢化の進展等により、地方を中心に、土地の所有意識が希薄化するとともに、土地を利用したいというニーズも低下する傾向があるといわれています。その結果、相続を契機として望まない土地を取得した所有者の負担感が増し、これを手放したいと考える者が増加していることが、所有者不明土地を発生させる要因となり、土地の管理不全化を招いているとの指摘があります。こうした状況を踏まえ、所有者不明土地の発生を抑制を図るため、相続土地国庫帰属法が制定されました。他方、土地の所有に伴う管理コストが国に転嫁されるおそ

れ、将来的に土地を国庫に帰属させる意図の下で土地の管理を疎かにするモラルハザードが発生するおそれがあることを踏まえ、その対象となる土地を、相続等により取得した土地のうち一定の要件を満たすものに限定した上で、法務大臣が要件の存在を確認の上で承認することで、土地所有権が国庫に帰属するという制度になっています。

2 承認申請権者

承認申請をすることができるとは、相続等(相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る))により所有権の全部又は一部を取得した相続人です(2条1項)。土地が共有に属する場合は、共有者全員が共同して行う必要がありますが、この場合においては、共有者の少なくとも一人が相続等により共有持分を取得した相続人であれば、その他の共有者も承認申請をすることができ(2条2項)。

3 承認申請の要件

①建物の存する土地、②担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地、③通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるもの、④土壌汚染対策法2条1項に規定する特定有害物質(法務省令で定める基準を超えるものに限る)により汚染されている土地、⑤境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲

について争いがある土地については、承認申請をすることができません(2条3項)。承認申請は、一筆の土地ごとにすることとされ(5条2項)、申請に際しては、所定の承認申請書及び法務省令で定める添付書類を提出するほか、政令で定める額の手数料(一筆あたり140000円(施行令3条))を納める必要があります(3条2項)。なお、提出先は承認申請に係る土地の所在地を管轄する法務局です(施行規則1条)。

4 承認の要件

法務大臣は、承認申請に係る土地が①崖(勾配、高さその他の事項について政令で定める基準に該当するものに限る)がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの、②土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存在する土地、③除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地、④隣接する土地の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地として政令で定めるものほか、⑤通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地として政令で定めるもの、いずれにも該当しないと認めるときは、その土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければなりません(5条1項)。

法務大臣による承認があったときは、承認申請者は、国有地の種目ごとにその管理に要する10年分の標準的な費用の額を考慮して政令で定めるところにより算定した額の金銭(原則一筆20万円、ただし土地の種目や面積、土地が所在する地域に応じて面積単位で算定する場合あり(施行令5条))を納付しなければなりません(10条1項)。

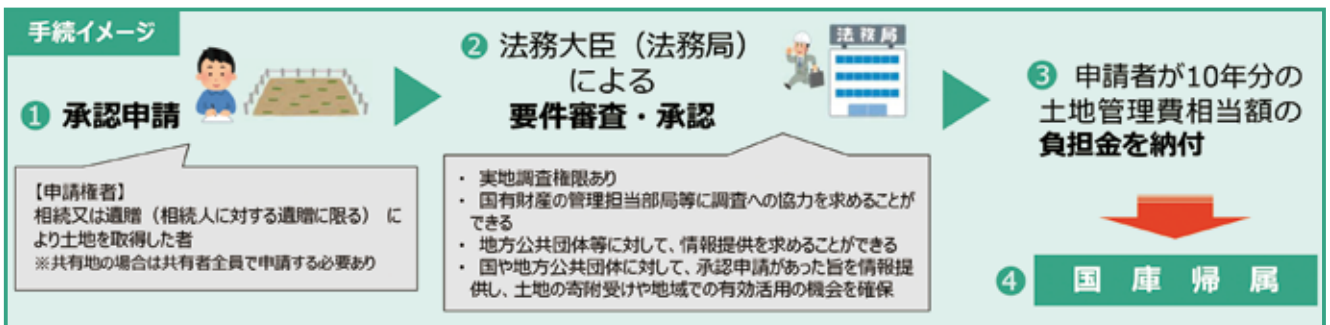
5 負担金の納付、国庫帰属

承認申請者が負担金を納付したときは、その納付の時に、承認に係る土地の所有権は国庫に帰属します(11条1項)。

6 まとめ

本制度は、①自力で土地の引き取り手を探す必要がないこと、②要件を満たせば国は土地を引き取らざるを得ないことからすれば、有用な制度であるようにも思えます。一方、①負担金として相当額を納付する必要があること、②承認の要件を備えているかどうか調査するのに時間を要する場合があること、③申請に関して手間がかかることといった欠点もあります。

もっとも、③申請の手に関しては、弁護士に手続を依頼することで申請者(本人の手間)は大幅に軽減されることと考えられますので、本制度の利用を考えておられる方はお気軽にご相談ください。



法務省民事局 相続土地国庫帰属制度 制度の概要より引用

「戦争をしない国」で
あり続けるために

弁護士 青木 正芳

Jアラート(全国瞬時警報システム)の突然の爆音に驚くことが重なりました。

1944年から1945年にかけて、何度も空襲警報を体験し、艦載機の攻撃から逃れ、防空壕に入った「子ども時代の恐怖を伴った体験」を思い出し、事務所会議で話したら、私以外の16人の方々は全員戦後の生まれで、なかなか話が通じませんでした。

改めて、戦争の悲惨な体験の伝承が困難なことを知ったのでした。

今年4月13日のJアラートは、北朝鮮の打ち上げた弾道ミサイルが「北海道周辺に落下するとみられる」として避難が呼びかけられ、その後20分後に落下の可能性はなくなったと自治体には知らされたというものでした。しかし、市民への伝達は届かず、学校、空港、駅頭では混乱が続いたようです。

政府は専守防衛の憲法9条の原則は変わらないといながら、防衛費を異常なまでの増額を国会に諮らず、閣議で決定し、敵基地攻撃も防衛のためには可能との見解を示してきました(安全保障の基本方針の改定)。

仮に、今回の日本領土内への弾道ミサイルの落下が誤報

であることが判明する前に、政府の言う防衛のためと称しての敵基地攻撃が行われたら、それは国連憲章違反の違法な攻撃であり、反撃を受けたら、さらにエスカレートして戦争になることは必定です。

「戦争をしない国」として世界に宣言し、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」そして、「戦争を放棄し、国の交戦権は認めない」と高らかに宣言した日本の行動としては許されない考えであり、行動です。

「戦争をしない国」としての弾道ミサイルの実験発射に対する対応は、誠実且つ謙虚な信義に基づく、平和を求める行動でなければなりません。

ミサイル発射を繰り返す北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)との関係でも誠実で、謙虚で、信頼に応える対応は、少なくとも1910年の日韓併合により朝鮮を植民地化し、朝鮮語を奪い、国籍法に基づく日本国籍も与えず、朝鮮籍令での戸籍により差別支配を行った歴史的事実を反省し、南朝鮮(大韓民国)と同様に国交を開き、歴史的事実は厳しく反省し、そして最も近い隣国としての友好を確立するよう、まず国交正常化の外交関係の確立のため、外交交渉の努力が最初の取り組みでなければならないのでは

ないでしょうか。
南北朝鮮は、朝鮮戦争によ

り分断され、現在は38度線を境に休戦状態です。

米国は、南朝鮮と国交を結び、同盟国となり、バック支持体制ですので、北朝鮮は、米国と南朝鮮と敵対関係の存在となつています。従って、北朝鮮は両国からの侵攻を警戒し、弾道ミサイルの発射にその存在を委ねていると解されます。

この関係が激化するならば、「戦争をしない国」日本にも米国の基地があるので、攻撃されることは必定と解されます。

日本には北から南まで、原子力発電所が存在しますので、そこが攻撃の焦点となった時は、日本は壊滅に陥ること、福島原発をめぐる東日本大震災の状況から考えて明らかです。

そのためにも、「戦争をしない国」の行動は前記のようなものでなければならぬことは明白です。

私たちが宮城県内の日中友好協会、日朝協会、原水爆禁止協議会、日本ユーラシア協会、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会、宮城県平和委員会の平和6友好団体は、憲法が容認しない敵基地攻撃能力では日本の平和は守れないということを自覚し、政府には、北朝鮮との外交関係の努力を求める要請をし、平和のためにこれらの国々の人々との友好・信頼関係の構築に一層努力しよう」と決意し、これを表明したところです。

入所のご挨拶

弁護士 佐藤 哲
Satoshi Sato



昨年2月から仙台中央法律事務所に入所いたしました佐藤哲と申します。

出身は山形県天童市です。奥羽山脈の西、立谷川扇状地にて少年期を送りました。

事務所に入所して1年余りが過ぎましたが、行政事件、民事事件、労働事件、刑事事件等多様な事件を経験させていただいており、弁護士としての心構えや事件の進め方等について学ぶ機会に恵まれております。様々な事件があるのですが、事務所で扱う事件に通底する傾向としては、弱い立場の人々の側に立って活動する事件が多いという印象を受けました。この環境は、基本的人権を擁護し社会正義を実現するという弁護士の使命を否が応でも体感させられる貴重な環境であると思います。

昨年入所した際の挨拶状には、とくに深く考えず先例に倣って弁護士法1条の文言を引用したのですが、1年余りの執務を通じて、改めて基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命を実感している次第です。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

仙台弁護士会会長に
就任しました

弁護士 野呂 圭



2023年度の仙台弁護士会会長に就任しました。

基本的人権の擁護と社会正義の実現に向けて尽力する所存です。

様々な課題がありますが、特に力を入れようと考えているのは、①人質司法をはじめとする刑事手続の改善、②集団的自衛権行使容認や敵基地攻撃能力(反撃能力)保有といった明らかに憲法9条に違反する施策に対して、基本的人権擁護の観点から「NO」と言う、③法テラス報酬等の適正化(特に片道1000円近くかかるような警察署までの接見交通費を弁護士が自己負担している問題)です。①については、不必要不相当な身柄拘束がえん罪を生み、あるいはその人の人生に大打撃を与えてしまうため、身柄拘束には厳正な司法チェックが求められますが、それが十分に機能しているかという問題意識があります。また、袴田事件や日野町事件等でクローズアップされた再審手続の問題もあります。

その他、宮城県で起きている問題や出来事に対しても、弁護士会として意見を表明すべきものについては発信していきたいと考えています。4月には公文書管理条例の制定を求める会長声明と県立精神医療センターの富谷市移転問題に関する会長声明を発しました。

大崎住民訴訟のご報告

弁護士 柴田 国良

前回の報告に引き続き、大崎住民訴訟についてご報告いたします。大崎地域広域行政事務組合が、福島第一原発事故により生じた放射能汚染廃棄物の試験焼却を実施決定したことから、住民124名が原告となり、そのための経費等の支出が違法であるとして、仙台地方裁判所に住民訴訟を提起しています。

前回の報告後の2021年11月、焼却施設から排出される排ガスの測定が実施されました。その結果、排ガスの放射能濃度は検出下限値を超えませんでした。焼却施設から漏れ出た微粒子を捕捉することが出来ました。焼却処理の仕組み上、微粒子には放射性物質が附着していると考えられます。すなわち、放射能汚染廃棄物の焼却によって、焼却施設から放射性物質が拡散されていたことが明らかにになりました。

その後、2022年12月末、住民との約束を遵守し、安全・安心を提供してくれるはずである地方自治体から公害防止協定を反故にされ、放射性物質の拡散によって平穏生活権が侵害されている原告らの尋問が行われました。

原告らは、原告らの本人尋問に併せて、内部被ばくによる健康被害を専門的知見に基づきより明らかにすべく、科学者の証人尋問も仙台地方裁判所に対して求めてまいりましたが、同裁判所はこの証人尋問の請求を却下しました。しかし、科学者が内部被ばくによる健康被害を解説する内容のDVDの上映の実施は認められました。

次回裁判期日は、2023年5月29日(月)午後1時30分から仙台地方裁判所で行われます。原告らは、DVDの上映を行う予定です。また、これまでの法廷闘争の集大成である最後の主張書面を提出する予定です。引き続きご支援いただくとよりしくお願いたします。

法律相談の ごあんない

当事務所では随時法律相談を受け付けております。土日休日・夜間の法律相談にも対応できる場合があります。

広い相談室・会議室も用意してありますので、多人数でのご相談、お子様連れでのご相談も可能です。

ご相談を希望される場合には、お電話又はホームページのメールフォームからお申し込みください。

まずはお気軽にお問い合わせください。

- 相談料 30分 5,500円(税込)
※経済的にお困りの方につきましては、法テラスの無料法律相談を利用できる場合があります。
- 連絡先 022-227-2291代
- メールフォーム (24時間受付)
<http://www.s-chuho.com>

労働者災害補償請求 事件のご報告

弁護士 原田 憲

1 はじめに

2020年10月下旬、建築会社で働く30代の男性Aさんが出張先の秋田県内のホテルで亡くなりました。

Aさんには奥様と幼い2人のお子様があり、来所した奥様の話によると、Aさんは、建築工事現場での施工管理の仕事をしており、亡くなる直前まで福島県内の建築工事現場での多忙な業務に従事しており、仙台市内の自宅から早朝に出勤し、深夜に帰宅する生活を続けていたとのことでした。

Aさんの奥様は、Aさんが長時間労働による身体的ストレスから亡くなったことがうかがわれることから労災を申請したいとのことでした。

2 Aさんの死因は？

Aさんの死が労災と認定されるにあたっての最大の問題は死因でした。

Aさんは、福島県内での工事が終了して秋田県内の工事現場での業務に従事することとなっていました。亡くなる前日は上司との懇親会に出席し、ホテルに戻りましたが、翌朝、出勤することなく、ホテルのベッドの上で亡くなったのが発見されました。

Aさんのご遺体は病院に運ばれて検査を受け、CTでは心筋肥大が確認されましたが、担当した医師は、死因を特定することはできません。

いとして、死体検案書の死亡の原因には「不詳」と記載していました。そこで、労災を申請するにあたっては、医師の協力を得て、Aさんの死因を特定する必要があります。まずは、取り寄せたCTの画像を医師に確認していただいた上で、Aさんが生前に健康診断を受けた病院から検査データを提出してもらい、既往歴や勤務状況、亡くなった際の状況等を踏まえて、医師に検討していただいたところ、虚血性心疾患等を発症して死亡するに至ったとの意見書を作成いただくことができましたので、これを労基署に提出しました。

3 労災認定

本年3月30日、労基署の担当者から本件請求が労災として認定されることとなった旨の連絡がありました。被災から2年半を要しましたが、奥様とお子様方は、遺族補償年金等の支給を受けることができることとなりました。

本件のような過労死や過労自死の事案において、労災が認められることは容易でないというのが実情ですが、そもそも労災制度は、労働者の福祉の増進、労働者及びその遺族の援護を目的としています。かかる目的が適切に実現される制度へと次第に運用が改善されておりますし、本件請求を担当された労基署職員の方においても、遺族の心情などに配慮されながら、適切な判断がなされるよう尽力されたものと思われまます。

当事務所と致しましては、引き続き、労災事件において労働者及びその遺族の立場から支援していきます。